

市税の滞納処分を強化しています

～税負担の公平性を確保するために～

税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を担っています。福祉や教育、ごみ処理、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期限内に納税している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このことから、納税相談もなく納付のない人に対しては、滞納処分により強制的に徴収していますが、市では7月・8月・9月は「滞納処分（財産差押）強化月間」として、財産の差押をより強化していきます。

7月・8月・9月は「滞納処分（財産差押）強化月間」です

◎滞納処分までの流れ

○納税通知書発送			
固定資産税	5月	市県民税	6月
軽自動車税	5月	国民健康保険税	7月

○督促・催告
納期限を過ぎると、督促状を発送します。延滞金が発生する場合があります。それでも納付していただけない人へは、改めて文書や電話などで納税の催告を行います。

○財産調査
勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。なお、本人の承諾は必要ありません。

○滞納処分（財産差押）
再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産の滞納処分（差押）を執行します。

○換価処分（債権取立・不動産公売）
債権は原則即時で、不動産については公売（売却）により換価し、税に充当します。

◎納期限内納付にご協力ください

市税の納付は、納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合には、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も市税で負担することとなります。納期限内の納付にご協力をお願いします。

◎不動産差押を強化しています

住宅ローンなどの支払いを優先して納税いただけない人は、積極的に不動産（土地・建物）差押を執行しています。



◎給与差押を強化しています

給与収入など納税できる支払能力があるにも関わらず、遊興費や住宅ローンなどの支払いを優先して納税いただけない人には、積極的に給与差押を執行しています。

市税を滞納してしまい、市が勤務先に給与照会することにより、結果的に市税の滞納の事実が勤務先に知られることとなります。

給与差押については、完納になるまで毎月取立を行います。

納税に困っている人は、早めに納税相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、**一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。**一括納付が難しい場合には、分割納付にも応じることもできます。

まずは、納付できない理由をお聞かせください。

問合せ▶困収納課収納整理係（☎内線1082・1084）

●夜間納税相談窓口

平日に納税相談ができない人のために、下表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	7月1日(月)・31日(水)	時間	午後8時まで
	9月2日(月)		
	9月30日(月)	場所	困収納課